

## 千葉県緑区防犯ウォーキング実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを目指し、区民等が日頃のウォーキングや犬の散歩などを兼ねて、気軽にパトロールを実施する（以下「防犯ウォーキング」という。）ことにより、地域での防犯活動の推進及び犯罪の抑止に貢献することを目的とする。

### (活動内容)

第2条 防犯ウォーキングの活動内容は次の各号に掲げるものとし、自己の責任において活動するものとする。

- (1) 自身の都合のよい時間において実施し、無理のないよう活動すること。
- (2) 積極的に挨拶や声かけ運動を行うこと。
- (3) 犯罪等を目撃した場合は、犯人を捕らえる等の危険な行為は行わず、直ちに警察に通報すること。

### (対象者)

第3条 防犯ウォーキングの対象者は、緑区在住、在勤又は在学の18才以上の個人とし、原則として、週に1回以上の防犯ウォーキングができる者とする。

### (登録申込)

第4条 防犯ウォーキングに登録しようとする者は、防犯ウォーキング登録申込書（様式第1号）を区長に提出するものとする。

### (貸与物品)

第5条 防犯ウォーキングに登録した者（以下「登録者」という。）には、活動時に着用する物品（以下「貸与物品」という。）を貸与する。

### (貸与物品の受領)

第6条 貸与物品の受領については、防犯ウォーキング貸与物品受領簿への登録者の署名等を以って処理するものとする。

### (貸与物品の管理)

第7条 貸与物品を受領した登録者は、当該物品を適切に管理するとともに、防犯ウォーキング以外には使用してはならない。

- 2 登録者が貸与物品を紛失または破損、汚損した場合は、直ちに区長に連絡するものとし、その後速やかに防犯ウォーキング貸与物品紛失及び貸与物品破損・汚損届（様式第2号）を提出しなければならない。

(活動の中止)

第8条 登録者が活動を中止する場合は、防犯ウォーキング中止届(様式第3号)を区長に提出するとともに、貸与物品を返却しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、区長はその登録を抹消することができるものとする。

- (1) 法令違反や公序良俗に反する行為が確認されたとき。
- (2) 防犯ウォーキングの目的以外に貸与された物品を使用したとき。
- (3) その他、区長が登録の抹消を必要と認めたとき。

(啓発物品の配布)

第10条 区長は、登録者に区長が必要と認めるものを配付することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(登録No.) —
--------------

## 防犯ウォーキング登録申込書（緑区）

私は、「千葉市緑区防犯ウォーキング実施要綱」を確認し、その活動の目的や活動内容を理解し防犯ウォーキングへの登録を申し込みます。なお、法令違反や、公序良俗に反する行為が確認された場合は、登録の抹消及び速やかに貸与品を返却することを了承します。

フリガナ		住所	〒
氏名			
連絡先電話番号	( )	年齢	才
電子メールアドレス	@	活動範囲	(〇〇丁目、〇〇町会エリアなど)
活動頻度			

- 1 上記登録事項は、防犯ウォーキング登録の目的以外には使用しません。
- 2 活動中の事故・事件等に当たり、警察から上記の登録事項について情報の提供を求められた場合、提供することに同意しますか。

( ) 同意します。 ( ) 同意しません。 【いずれかに○を記入。】

確認事項	<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 身分証明書	<input type="checkbox"/> その他 ( )
------	------------------------------	------------------------------	--------------------------------	----------------------------------

下記のアンケートにご協力ください

(該当項目を○で囲んでください)

- 1 防犯ウォーキングを何で知りましたか。  
(1) 市政だより (2) 市ホームページ (3) 知人・友人 (4) その他 ( )
- 2 ウォーキングやジョギング等を行う時間帯はいつ頃ですか。  
(1) 早朝 (2) 夕方 (3) 夕食後 (4) その他 ( ) 時頃
- 3 防犯について何かご意見があればお書きください。

{ \_\_\_\_\_ }

### 防犯ウォーキング登録証

\_\_\_\_\_様  
防犯ウォーキング（登録No. \_\_\_\_\_）として登録しました。



(留意事項)

- ・危険な行動を避け、事故のないよう活動してください。
- ・登録申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに緑区地域振興課までご連絡ください。
- ・貸与物品は各自適正に管理してください。
- ・活動を中止する場合は活動中止届を提出し、貸与物品を返却してください。
- ・帽子を紛失または、汚れて使用できなくなった場合等は、緑区地域振興課へお申し出ください。
- ・法令違反や、公序良俗に反する行為が確認され、登録を抹消された場合は、貸与品を返却していただくこととなりますので、ご承知願います。
- ・防犯ウォーキングは、千葉市ボランティア活動補償制度の対象外です。

問合せ先：緑区地域づくり支援課（電話：043-292-8107・メール：chiikizukuri.MID@city.chiba.lg.jp）

防犯ウォーキング貸与物品紛失及び  
貸与物品破損・汚損届（緑区）

（あて先）緑区長

（登録No. — ）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先

電話番号 \_\_\_\_\_

電子メールアドレス

\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

貸与物品について、下記のとおり届出します。

記

1 紛失・破損等の別（該当するものに○を記入）

（ ）紛失                      （ ）破損                      （ ）汚損

2 紛失等の発生日時

3 紛失等の発生場所

4 紛失等発生時の状況（上記事態となった理由）

## 防犯ウォーキング中止届（緑区）

（あて先）緑区長

（登録No.      —      ）      住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
電子メールアドレス \_\_\_\_\_@ \_\_\_\_\_

防犯ウォーキングを下記のとおり中止しましたので届出します。

### 記

1 中止年月日                      年      月      日

2 中止理由

.....  
.....  
.....